

平成24年9月28日
第2424号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

規 則

○秋田県林業・木材産業改善資金貸付規則及び秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（36・農業経済課）……………1

告 示

- 市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等の一部改正（506・市町村課）……………2
- 生活保護法による医療機関の指定（507・福祉政策課）……………4
- 生活保護法による指定医療機関の変更（508・福祉政策課）……………5
- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止（509・福祉政策課）……………5
- 生活保護法による施術者の指定（510・福祉政策課）……………6
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（511・長寿社会課）……………6
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定（512・長寿社会課）……………6
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出（513・長寿社会課）……………6
- 湖沼水質保全特別措置法に基づき知事が定める化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁負荷量規制基準の一部改正（514・八郎湖環境対策室）……………7
- 公共測量実施の通知（515・建設政策課）……………7
- 都市計画の決定による送付図書の縦覧（516・都市計画課）……………7
- 道路区域の変更（517、518・山本地域振興局建設部）……………7
- 建設業の許可の取消し（519・秋田地域振興局総務企画部）……………8

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）……………8
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）……………9
- 県営土地改良事業の換地計画の決定（山本地域振興局農林部）……………9
- 土地改良区の役員の就任の届出（秋田地域振興局農林部）……………9
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施（秋田地域振興局建設部）……………9
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施（仙北地域振興局総務企画部）……………11

公安委員会告示

- 警備員指導教育責任者（新規・追加）講習の実施（87・生活安全企画課）……………12

規 則

秋田県林業・木材産業改善資金貸付規則及び秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年九月二十八日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第三十六号

秋田県林業・木材産業改善資金貸付規則及び秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（秋田県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正）

第一条 秋田県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和五十一年秋田県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

（秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正）

第二条 秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年秋田県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

秋田県告示第506号

市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等（平成24年秋田県告示第184号）の一部を次のように改正し、平成24年10月1日から施行する。

平成24年9月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

第1第8号の表を次のように改める。

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	横手市、羽後町	平成17年10月1日
2	潟上市	平成18年4月1日
3	北秋田市	平成19年4月1日
4	湯沢市、美郷町	平成21年4月1日
5	上小阿仁村、八峰町、東成瀬村	平成23年4月1日
6	大仙市	平成24年4月1日
7	男鹿市	平成24年10月1日

第1第17号の表を次のように改める。

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	鹿角市	平成17年4月1日
2	由利本荘市、大仙市	平成18年4月1日
3	横手市、大館市、湯沢市	平成19年4月1日
4	北秋田市、にかほ市	平成20年4月1日
5	潟上市	平成21年4月1日
6	仙北市	平成23年4月1日
7	男鹿市	平成24年10月1日

第1第26号の表を次のように改める。

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	羽後町	平成17年4月1日
2	横手市	平成17年10月1日
3	大館市、男鹿市、潟上市、大仙市、五城目町	平成18年4月1日
4	にかほ市	平成18年10月1日
5	北秋田市、仙北市、小坂町、上小阿仁村	平成20年4月1日
6	藤里町、八峰町、井川町、大潟村、美郷町、東成瀬村	平成21年4月1日
7	能代市	平成22年10月1日
8	湯沢市、三種町、八郎潟町	平成23年4月1日
9	鹿角市	平成24年10月1日

第1第27号の表を次のように改める。

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	羽後町	平成17年4月1日
2	横手市	平成17年10月1日
3	大館市、男鹿市、潟上市、大仙市、五城目町	平成18年4月1日
4	にかほ市	平成18年10月1日
5	北秋田市、仙北市、小坂町、上小阿仁村	平成20年4月1日
6	藤里町、八峰町、井川町、大潟村、美郷町、東成瀬村	平成21年4月1日
7	能代市	平成22年10月1日
8	湯沢市、三種町、八郎潟町	平成23年4月1日
9	鹿角市	平成24年10月1日

第1第29号の表を次のように改める。

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	能代市	平成18年3月21日

2	大館市、大仙市	平成19年4月1日
3	北秋田市	平成20年4月1日
4	羽後町	平成20年10月1日
5	横手市	平成21年10月1日
6	東成瀬村	平成22年10月1日
7	八峰町、美郷町	平成23年4月1日
8	仙北市	平成24年4月1日
9	男鹿市、三種町	平成24年10月1日

第1第30号の表を次のように改める。

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	能代市	平成18年3月21日
2	大館市	平成19年4月1日
3	北秋田市	平成20年4月1日
4	羽後町	平成20年10月1日
5	美郷町	平成22年4月1日
6	東成瀬村	平成22年10月1日
7	八峰町	平成23年4月1日
8	大仙市、仙北市	平成24年4月1日
9	男鹿市、三種町	平成24年10月1日

第1第35号の表を次のように改める。

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	小坂町	平成17年4月1日
2	五城目町、羽後町	平成18年4月1日
3	鹿角市	平成19年4月1日
4	北秋田市	平成20年4月1日
5	横手市、大仙市	平成21年4月1日
6	八峰町、美郷町、東成瀬村	平成23年4月1日
7	仙北市	平成24年4月1日
8	男鹿市、三種町	平成24年10月1日

第1第36号の表を次のように改める。

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	能代市	平成18年3月21日
2	北秋田市、羽後町	平成18年4月1日
3	大館市、大仙市、五城目町	平成20年4月1日
4	湯沢市、湯上市、仙北市、小坂町、八峰町、大潟村、美郷町、東成瀬村	平成23年4月1日
5	由利本荘市、上小阿仁村	平成24年4月1日
6	男鹿市、三種町	平成24年10月1日

第1第37号の表を次のように改める。

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	能代市	平成18年3月21日
2	大館市、北秋田市、藤里町、羽後町	平成18年4月1日
3	大仙市、五城目町	平成20年4月1日
4	横手市	平成22年4月1日
5	仙北市、小坂町、八峰町、大潟村、美郷町、東成瀬村	平成23年4月1日
6	由利本荘市、上小阿仁村	平成24年4月1日
7	男鹿市、三種町	平成24年10月1日

第1第41号の表を次のように改める。

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	秋田市	平成17年4月1日
2	羽後町	平成18年10月1日
3	北秋田市	平成19年4月1日
4	大館市、大仙市	平成21年4月1日
5	東成瀬村	平成22年4月1日
6	仙北市、小坂町、八峰町、美郷町	平成23年4月1日
7	由利本荘市、五城目町、大潟村	平成24年4月1日
8	男鹿市、三種町	平成24年10月1日

第1第62号の表を次のように改める。

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	大仙市、藤里町、五城目町、羽後町	平成19年4月1日
2	にかほ市、小坂町	平成22年4月1日
3	八峰町、大潟村、美郷町、東成瀬村	平成23年4月1日
4	仙北市、上小阿仁村、三種町、八郎潟町	平成24年4月1日
5	男鹿市	平成24年10月1日

第1第64号の表を次のように改める。

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	秋田市	平成17年4月1日
2	湯沢市、潟上市、大仙市、北秋田市	平成18年4月1日
3	にかほ市	平成18年10月1日
4	横手市、大館市、鹿角市	平成19年4月1日
5	由利本荘市	平成22年4月1日
6	能代市	平成22年10月1日
7	仙北市	平成23年4月1日
8	男鹿市	平成24年10月1日

第1第65号を次のように改める。

65 削除

第1第68号の表を次のように改める。

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	能代市、横手市、大館市、湯沢市、鹿角市、大仙市、にかほ市	平成19年11月30日
2	北秋田市	平成22年4月1日
3	潟上市、仙北市	平成23年4月1日
4	男鹿市	平成24年10月1日

第2第26号の表を次のように改める。

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
	由利本荘市、町村	平成19年11月30日

秋田県告示第507号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成24年9月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
にしまないながさわ歯科	長澤 大	雄勝郡羽後町字南西馬音内	歯科、小児 歯科、矯正	平成24年7月1日

医院		189-4	歯科、歯科 口腔外科	
あい内科クリニック日の出	伊藤 博彰	大仙市大曲日の出町二丁目4-46	内科、消化器内科、漢方内科	平成24年9月3日
訪問看護ステーション「松峰園」	株式会社松峰園	能代市落合字落合72-1	訪問看護	平成24年7月1日
わかば薬局	有限会社仙台メディカル大洋薬品	北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原213-1	調剤薬局	平成24年2月1日
大曲ひまわり薬局	有限会社ピー・アンド・エス	大仙市大曲日の出町二丁目4-45	調剤薬局	平成24年9月1日

秋田県告示第508号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成24年9月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名 又は名称	所 在 地	変更事項		変更年月日
			変更前	変更後	
池田薬局石脇調剤店	株式会社池田	由利本荘市石脇字石脇45	池田薬品商事株式会社	株式会社池田	平成24年4月8日
池田薬局開光堂店		由利本荘市裏尾崎町4-8			
池田薬局かわぐち店		由利本荘市川口字八幡前261			
池田薬局わかば店		由利本荘市石脇字田尻野6-11			
池田薬局中央店		由利本荘市岩渕下108-2			
池田薬局大門店		由利本荘市給人町7-3			
池田薬局つるまい店		由利本荘市小人町223-1			
池田薬局たで沼店		由利本荘市一番堰117-14			
池田薬局マカベ調剤店		由利本荘市川口字家後150-1			

秋田県告示第509号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50

条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成24年9月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
うちだて調剤薬局	有限会社小池調剤薬局	湯沢市内館21-6	平成24年8月31日
のと薬局	能登 哲也	能代市追分町2-22	平成24年8月29日
高橋歯科医院	医療法人里仁会	横手市十文字町字曙町69	平成24年8月31日

秋田県告示第510号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成24年9月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	業務の種類	指定年月日
藤原 正樹	横手市黒川字一本木57-3	ふじわら整骨院	大仙市大曲通町2-26	柔道整復	平成24年8月1日
大橋 正憲	山本郡八峰町八森茶の沢141-7	しらかみ整骨院	山本郡八峰町八森茶の沢141-7	柔道整復	平成24年9月1日

秋田県告示第511号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき、公示する。

平成24年9月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(居宅介護支援)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指定年月日
0570421255	介護支援事業所じょい	大館市餅田一丁目5番21号	合同会社常居	平成24年9月1日

秋田県告示第512号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10第1号の規定に基づき、公示する。

平成24年9月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(介護予防訪問介護)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指定年月日
0570814954	訪問介護ステーションほほえみ	仙北郡美郷町浪花字一丈木36番地4	有限会社たんぽぽ	平成24年9月1日

秋田県告示第513号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定に基づき、公示する。

平成24年9月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(居宅介護支援)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃止年月日
0571014836	居宅介護支援センター 遙か	潟上市昭和久保字北野街道 上56番地15	有限会社サポート 昭和	平成24年6月30日
0570814962	ケアステーションほほ えみ	大仙市大曲福住町2番29号	有限会社たんぼほ	平成24年8月30日

秋田県告示第五百十四号

平成二十年八月二十一日秋田県告示第三百五十七号で告示した湖沼特定事業場の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁負荷量規制基準の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十四年九月二十八日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

a_0 、 b_0 及び d （新設事業場以外の湖沼特定事業場）の値を次の表のとおり改正する。

規制項目	a_0	b_0	d （新設事業場以外の湖沼特定事業場）
化学的酸素要求量	四五・五	〇・九〇	〇・六七
窒素含有量	三〇・四		〇・七五
りん含有量	一一・一		〇・五〇

秋田県告示第515号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり秋田地方法務局長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成24年9月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 作業の種類
公共測量（不動産登記法第14条第1項による地図作成のための基準点設置）
- 作業を行う地域
秋田市将軍野東一丁目、東二丁目及び東三丁目地域
- 作業を行う期間
平成24年9月18日から平成25年1月31日まで

秋田県告示第516号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、横手市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年9月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 縦覧に供すべき図書
横手都市計画ごみ処理場（1号クリーンプラザよこて）の決定の総括図、計画図及び計画書
- 縦覧場所
秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課

秋田県告示第517号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成24年9月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	能代二ツ井線	能代市常盤字下本郷270番4から字上本郷34番3まで	20.00～47.00	1.300
	新	能代二ツ井線	〃	20.00～47.00	1.300

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 山本地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年9月28日から同年10月11日まで

秋田県告示第518号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成24年9月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	能代二ツ井線	能代市常盤字下本郷270番4から字上本郷34番3まで	20.00～47.00	1.300
	新	能代二ツ井線	〃	20.00～47.00	1.300

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 山本地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年9月28日から同年10月11日まで

秋田県告示第519号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年9月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 処分をした年月日

平成24年9月19日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

藤留建設工業

男鹿市五里合箱井字町屋田51番地3

藤 田 留五郎

秋田県知事許可（般-19）第11948号

3 処分の内容

管工事業に係る一般建設業許可の取消し

4 処分の原因となった事実

平成24年9月11日付けで管工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年9月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成24年9月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 外国人 인권保護法律委員会
- 3 代表者の氏名
金 榮 述
- 4 主たる事務所の所在地
秋田県秋田市将軍野南三丁目12番13号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、在住外国人に対して、生活支援に関する事業を行い、在住外国人が地域社会において孤立することなく、安心して生活できることに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年9月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成24年9月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 逢い
- 3 代表者の氏名
石 川 佐智子
- 4 主たる事務所の所在地
秋田県由利本荘市薬師堂字中道268番地3
- 5 定款に記載された目的
この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき、地域で生活する障害者及び障害児に対して、自立した日常生活または社会生活を営むことが出来るよう、利用者の意思及び人格を尊重した福祉サービスの提供に努めるとともに「自立と共生の地域社会」を目指し、地域福祉の増進に寄与する。
- 6 定款の変更内容
 - (1) 理事会の権能
 - (2) 定款の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成24年9月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（藤琴地区農地集積加速化基盤整備事業）換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成24年10月1日から同月29日
- 3 縦覧場所
藤里町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、雄和中央土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年9月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

就任理事の住所及び氏名

秋田市雄和戸賀沢字御江田39番地

石 井 正 彦

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年9月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び購入予定数量
凍結抑制剤（固形剤散布用塩）500kg詰袋入（単価契約） 3,700トン
- (2) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間
契約締結の日から平成25年3月31日（日）まで
- (4) 納入場所
別途指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
イ 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格を有すること。
ウ 秋田県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (2) (1)イの資格に係る申請
(1)イの資格のない者で本入札に参加を希望する者は、秋田県電子業者登録システム（電子情報処理組織（競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。）にて業者登録申請を行い、次の場所へ関係書類を提出し、平成24年10月31日（水）までにその登録を完了すること。
郵便番号010-0951 秋田市山王四丁目1番2号
秋田県出納局総務事務センター（電話018-860-2740）

3 契約条項を示す場所

契約条項については、平成24年9月28日（金）から同年11月6日（火）までの期間、秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」【<http://www.pref.akita.lg.jp>】に掲載する。

4 入札説明書及び仕様書等の交付

入札説明書、仕様書及びその他様式等については、平成24年9月28日（金）から同年11月6日（火）までの期間、秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」に掲載し、配布するものとする。

5 入札執行の日時及び場所

平成24年11月9日（金）午前10時
秋田市山王四丁目1番2号 秋田県秋田地方総合庁舎地下1階入札室

6 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第160条から第163条までに規定するところによる。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札執行回数
原則として3回までとする。
- (3) 入札書記載金額
入札金額は、500キログラム当たりの単価とする。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点以下第4位までの金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札の無効
秋田県財務規則第166条に規定するところによる。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) その他
詳細は、入札説明書及び仕様書による。

9 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : anti-freezing agents 3,700 t
- 2 Time-limit of tender : 10:00 A.M. 9 November, 2012
- 3 Contact point for the notice : General Affairs and Planning Sector, akita Regional Affairs Department, Akita Prefectural Government, 4-1-2 sanno, akita City, Akita Prefecture 010-0951, Japan TEL, 018-860-3472, TEL 018-860-3321

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年9月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び購入予定数量
凍結抑制剤（固形剤散布用塩）500kg詰袋入（単価契約） 3,700トン
- (2) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間
契約締結の日から平成25年3月31日（日）まで
- (4) 納入場所
別途指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - イ 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格を有すること。
 - ウ 秋田県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (2) (1)イの資格に係る申請
(1)イの資格のない者で本入札に参加を希望する者は、秋田県電子業者登録システム（電子情報処理組織（競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。）にて業者登録申請を行い、次の場所へ関係書類を提出し、平成24年10月31日（水）までにその登録を完了すること。
郵便番号010-0951 秋田市山王四丁目1番2号
秋田県出納局総務事務センター（電話018-860-2740）

3 契約条項を示す場所等

契約条項については、平成24年9月28日（金）から同年11月6日（火）までの期間、秋田県公式WEBサイト「美の国秋田ネット」【<http://www.pref.akita.lg.jp>】に掲載する。

4 入札説明書及び仕様書等の交付

入札説明書、仕様書及びその他様式等については、平成24年9月28日（金）から同年11月6日（火）までの期間、秋田県公式WEBサイト「美の国秋田ネット」に掲載し、配布するものとする。

5 入札執行の日時及び場所

平成24年11月9日（金）午前10時
大仙市大曲上栄町13番62号 秋田県仙北地域振興局大会議室

6 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第160条から第163条までに規定するところによる。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札執行回数
原則として3回までとする。
- (3) 入札書記載金額

入札金額は、500キログラム当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点以下第4位までの金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

9 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : anti-freezing agents 3,700 t

2 Time-limit of tender : 10:00 A.M. 9 November, 2012

3 Contact point for the notice : General Affairs and Planning Sector, Senboku Regional Affairs Department, Akita Prefectural Government, 13-62 Oomagari kamisakae-cho, Daisen City, Akita Prefecture 014-0062, Japan TEL 0187-63-5356

公 安 委 員 会 告 示

秋田県公安委員会告示第87号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成24年9月28日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 郎

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）

2 講習の種別

(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

(2) 1号警備業務以外の警備業務に係る資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習（以下「追加取得講習」という。）

3 実施期間

(1) 新規取得講習

平成24年11月26日（月）から同年12月4日（火）までの7日間（土曜及び日曜を除く。）

(2) 追加取得講習

平成24年11月29日（木）から同年12月4日（火）までの4日間（土曜及び日曜を除く。）

4 実施場所

秋田市寺内神屋敷3番1号 秋田県青少年交流センター

5 受講定員

(1) 新規取得講習

30人

(2) 追加取得講習

10人

6 受講資格

(1) 新規取得講習

受講資格は、講習の申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者
- (2) 追加取得講習
受講資格は、講習の申込みを行う日において、1号警備業務以外の資格者証等の交付を受けている者であって、6(1)のアからオまでのいずれかに該当するもの
- 7 受講申込手続
- (1) 事前申込み
- ア 事前申込要領
- (ア) 講習を受けようとする者（以下「受講者」という。）は、事前に電話（連絡先018-863-1111、内線3043～3045）による予約を行うこと。
- (イ) 電話による予約は、平成24年10月22日（月）から同月26日（金）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に行うこと。
- イ 留意事項
- (ア) 電話予約は、受講者本人が行うこと。代理人による予約は受け付けない。
- (イ) 電話予約時間外の予約は受け付けない。
- (ウ) 定員に達した場合は、電話予約の受付期間内であっても、その時点で受付を締め切る。
- (2) 受講申込書類の提出手続
- ア 受講申込要件
講習の申込みは、予約した受講者本人が申込書類を直接提出することとし、郵送による申込みは認めない。
なお、やむを得ない事情がある場合で、受講者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。
- イ 受講申込期間
平成24年11月5日（月）から同月9日（金）までの午前9時から午後5時までの間
- ウ 受講申込書類の提出先
秋田市山王四丁目1番5号 秋田県警察本部生活安全企画課
- エ 受講申込書類
- (ア) 新規取得講習
- a 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通
申込書に本籍を記載する際は、略さずに戸籍の記載に従い、丁目、番地、大字等を正確に記載すること。
写真1枚（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真）を貼り付けること。
- b 次のいずれかの書面1通
- (a) 前記6(1)アに該当する者
1号警備業務に従事した期間が、最近5年間に通算して3年以上であることを疎明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- (b) 前記6(1)イに該当する者
1級検定の合格証明書の写し
- (c) 前記6(1)ウに該当する者
2級検定の合格証明書の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書
- (d) 前記6(1)エに該当する者
旧1級検定の合格証の写し
- (e) 前記6(1)オに該当する者
旧2級検定の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書
- c やむを得ない理由により代理人が申込みをする場合は、委任状1通
- (イ) 追加取得講習
- a 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

写真1枚(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真)を貼り付けること。

b 前記6(2)の受講資格に該当することを疎明する、前記7(2)エ(ア)bの(a)から(e)までのいずれかの書面1通及び資格者証等の写し1通

c やむを得ない理由により代理人が申込みをする場合は、委任状1通

8 講習手数料

(1) 新規取得講習

47,000円(申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。)

(2) 追加取得講習

23,000円(申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。)

※なお、納付された講習手数料は、返還しない。

9 その他

(1) 講習初日の集合時間は、午前8時50分とする。

(2) 講習には、筆記用具、内ズック(護身術の際使用)等を持参すること。

(3) 講習の修了考査は、筆記の方式により行い、講習の課程を修了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

(4) 講習の問い合わせは、秋田県警察本部生活安全企画課営業指導係(連絡先018-863-1111、内線3043~3045)に行うこと。